

老人保健制度で医療を受けている人へ



平成20年4月スタート
後期高齢者医療制度とは



1. 制度の運営

福岡県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村が加入）

2. 対象となる人

75歳以上の人および一定の障害がある65歳以上の人

対象者は、現在加入している国民健康保険、政府管掌保険、共済組合などから抜けて後期高齢者医療制度に加入します。



75歳以上全員対象

3. 保険証

新しい保険証が一人に1枚交付されます。

被保険者には、3月中に「後期高齢者医療制度」の保険証を送付します（手続きの必要はありません）。

4月1日以降、医療機関等受診の際には、新たな保険証を使用してください。これまでの国民健康保険や被用者保険などの保険証および老人保健医療受給者証は使用できません。

5月以降に誕生日を迎えて被保険者になる人は、被保険者になる月の前月に保険証を送付します。

4. 医療費の自己負担

医療機関での自己負担は1割、
現役並み所得者は3割です。

老人保健制度と同様の給付が受けられます。



5. 保険料

被保険者全員が保険料を納めます。



$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{被保険者均等割額} + \text{所得割額} \\ &= 50,935\text{円} + \left[\text{総所得金額等} - 33\text{万円 (基礎控除)} \right] \\ &\quad \times 9.24\% \text{ (所得割率)} \end{aligned}$$

保険料の軽減措置所得の少ない世帯に属する人は、世帯の総所得額等に応じて、均等割額が7割・5割・2割軽減されます。また、被用者保険の被扶養者であった人は、被用者となる月から2年間は、均等割額が5割軽減されます。さらに、特例措置として、平成20年4月から9月まで保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までは均等割額の9割が軽減されます。

4月支給の年金から保険料の徴収が始まります。

保険料は原則として年金からの天引きとなりますが、年金額等に応じて次の2通りに分かります。

(1) 年金が年額18万円以上で、かつ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1以下の人
..... 4月以降、年金支給期(年6回)に年金から天引きされます。

(2) (1)以外の人

..... 7月以降、年9回払で、納付書または口座振替で納付します。

平成20年度は(1)に該当する場合でも、7月以降、納付書等で納付する場合があります。

6. 市町村の役割

申請や届出の窓口業務、保険料徴収業務を行います。

障害を事由に老人保健の適用を受けている人は選択ができます

一定の障害がある65歳以上74歳以下の人で、現在老人保健の適用を受けている人は後期高齢者医療制度の対象になりますが、申し出により後期高齢者医療制度の被保険者にならない選択ができます。

後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担の割合などが異なります。

対象者には、関係文書を既に送付しておりますが、被保険者にならないことを選択される場合で、まだ申し出をされていない人は、お早めに市国保年金課医療・年金係まで申し出ください。

電話等でのお問い合わせ窓口(コールセンター)を設置します

後期高齢者医療制度や保険料にかかる電話等でのお問い合わせ窓口(コールセンター)を、3月10日から10月末まで、福岡県後期高齢者医療広域連合に設置します。

新しい制度についてのご不明な点など、お問い合わせください。

福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター

受付時間 8時30分～17時30分(土、日、祝休日を除く)

☎092-651-3111 ファクス(言語、聴覚等に障害がある方用)092-651-3901

各種団体等より要望があれば、出前講座もいたします。

問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092 - 651 - 3111

市国保年金課医療・年金係 ☎72 - 2111 内線422

75歳以上の人で社会保険等の扶養をしている人がいる世帯について

今年の4月より75歳以上になられる人で、社会保険等での扶養をしている人がいる場合については、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移るため、扶養されていた人については、新たに国民健康保険の加入をしていただくか、親族などの社会保険等に加入していただく必要があります。(社会保険等の加入ができない場合は、国民健康保険に加入しなければなりません。)

国民健康保険の加入をされる際には、社会保険等喪失日より2週間以内に社会保険等の旧被扶養者異動連絡票(75歳以上の方の社会保険等に扶養されていた旨を記載した資格喪失証明書)、

印かん、年金証書(65歳未満で厚生年金等20年以上加入もしくは40歳以上で10年以上加入した場合に限る)、国民健康保険証(但し、同じ世帯で既に当市の国民健康保険に加入されている方がいる場合のみ)をご持参いただき、国民健康保険の加入の手続きを行ってください。

問い合わせ先：国保年金課・国保係(内線424)